

# ベトナムプロジェクト活動報告

2022年6月25日

JICA「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」  
チーフアドバイザー  
河野龍三

# 主な報告事項

- 1 ベトナムプロジェクトの特徴
- 2 プロジェクト活動の進捗
- 3 今後の見通し

# 1 ベトナムプロジェクトの特徴



# 1 ベトナムプロジェクトの特徴

	期間	プロジェクト名	実施機関
1	1996.12～ 1999.11	法整備支援プロジェクト	MOJ
2	1999.12～ 2002.11	法整備支援プロジェクト (フェーズ2)	MOJ、SPC、SPP
3	2003.7～ 2007.3	法整備支援プロジェクト (フェーズ3)	MOJ、SPC、SPP、VNU
4	2007.4～ 2011.3	法・司法制度改革支援プロジェクト	MOJ、SPC、SPP、VBF
5	2011.4～ 2015.3	法・司法制度改革支援プロジェクト (フェーズ2)	MOJ、SPC、SPP、VBF
6	2015.4～ 2020.12	2020年を目標とする法・司法改革支援 プロジェクト	MOJ、OOG、SPC、SPP、VBF
7	2021.1.1～ 2025.12.31	法整備・執行の質及び効率性向上 プロジェクト	MOJ、CIAC、OOG、SPC、SPP、VBF

# 1 ベトナムプロジェクトの特徴

## (1) 長年にわたる協力関係

- ・ 支援の歴史：25年以上
- ・ 4プロジェクト（全7フェーズ）
- ・ 派遣された長期専門家：計40名
- ・ 実施した本邦研修：計65回

## (2) 実施機関が多い

- CP数の増加

- 各CPの部局が多い

例：MOJだけで22部局、10以上の関連機関

- 共産党組織（CIAC）の参加

### (3) ベトナム側のニーズの変化・多様化

- ・基本法令の整備（民法、民事訴訟法等）



- ・法制度・運用の改善（法令整合性を含む）



- ・国際競争力の強化、デジタル化等

cf. 法・司法改革総括報告書、第13回党大会決議

## (4) アドバイザリーグループ (AG)

- ・ 各分野の研究者・実務家による助言

### 主な常任委員 (敬称略)

森嶋昭夫	弁護士・名古屋大学名誉教授
新美育文	弁護士・明治大学名誉教授
松浦好治	名古屋大学名誉教授
山下輝年	公証人・元法務省法務総合研究所国際協力部長
森永太郎	国連アジア極東犯罪防止研修所長
内藤晋太郎	法務省法務総合研究所国際協力部長

## (5) プロジェクト以外の枠組の存在

- 日越共同イニシアティブ
- 大学等の教育機関との連携（例：CJLV）
- SPP交換プログラム、UNAFEIマルチ研修
- 日弁連とVBFとの友好協定
- 日本法務省とMOJとのMOC

## 2 プロジェクト活動の進捗



## 2 プロジェクト活動の進捗

### (1) 2段階スキーム／WG活動

#### 第1段階

各CPにおいて「最優先課題（HPTs）」を特定し、その解決策を討議するための「ワーキンググループ（WG）」を設置する。

【PDM成果1、活動1-1～1-5】

#### 第2段階

各WGにおいて活動計画を策定し、それに基づくWG活動において最優先課題について研究・討議し、その解決策を提案する。

【PDM成果2、活動2-1～2-5】

## (2) 現在の進捗

計 画

第1段階（1年間）

第2段階（4年間）

2021.1

2022.1

2025.12

2021.9  
JCC①

2022.3  
JCC②

2022.4  
JCC③

2022.5～ 第2段階（WG活動）

現 状

### (3) 第1段階の実施状況

- ORG (※) 案を第1回JCCで承認  
※Operational Regulations and Guidelines 【活動1-1】



- 最優先課題の選定 【活動1-2, 1-3, 1-4】



- WG設置及び活動計画を第3回JCCで承認  
【活動1-5, 2-1】

# 第1回JCC



写真の無断転載はご遠慮ください。

# 第3回JCC



写真の無断転載はご遠慮ください。

## (4) 最優先課題及び活動計画 (2022年)

CP	Highest-Priority Theme(s)	WG activities (2022)
MOJ	①法整備の質及び能力の向上 ②法執行の効率性及び能力の向上	<WG1> 法規範文書の整合性確保に関する討議等 <WG2> 法施行・監査に関する討議等
CIAC	汚職・腐敗の防止及び撲滅	<WG> 汚職防止法制に関する討議等
OOG	法規範文書草案の審査の質及び能力の向上	<WG> 審査職員的能力向上を図るための討議等
SPC	①人民裁判所の審理における判例の発展 ②「裁判所における調停・対話法」の効果・効率性の向上	<WG1> 判例の量及び質向上のための討議等 <WG2> 調停・対話法の普及の討議等
SPP	①人民検察院の組織改革 ②検察官及び検察院職員的能力向上	<WG1> 新方針における人民検察院の責務等に関する討議等 <WG2> 検察官マニュアル作成に向けた討議等
VBF	①弁護士会の組織強化 ②弁護士の育成強化	<WG1> 広報強化のための討議等 <WG2> DX活用のための討議等

# 3 今後の見通し



## 3 今後の見通し

### (1) 今後の予定

- ・ 2022年活動計画に基づくWG活動の実施
- ・ 法・司法改革における共産党の“新方針”
- ・ 2023年活動計画案の策定
- ・ 第4回JCCの開催準備

## (2) 現時点での課題・教訓

- ・ 2段階スキームの進め方
- ・ CPが多いことの長所・短所
- ・ 時代に対応した法整備支援の在り方
- ・ 司法外交におけるプロジェクトの位置づけ





# Xin cảm ơn!

The JICA Project for  
“Enhancing the Quality and Efficiency of Developing and  
Implementing Laws in Vietnam”

Chief Advisor, Prosecutor – Legal Expert of JICA

KONO Ryuzo (Mr.)

E-mail: [kono@jicalegalproject.vn](mailto:kono@jicalegalproject.vn)

# カンボジア法制度整備支援

## プロジェクト報告

2022.6.25

第23回法整備支援連絡会

カンボジア長期派遣専門家 伊藤みずき

# 民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト

【期間】 2017.4.1～2022.10.31（7か月間延長）



# 民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト

**上位目標** カンボジアにおいて民法・民事訴訟法の普及及び適切な運用に寄与する。

## プロジェクト目標

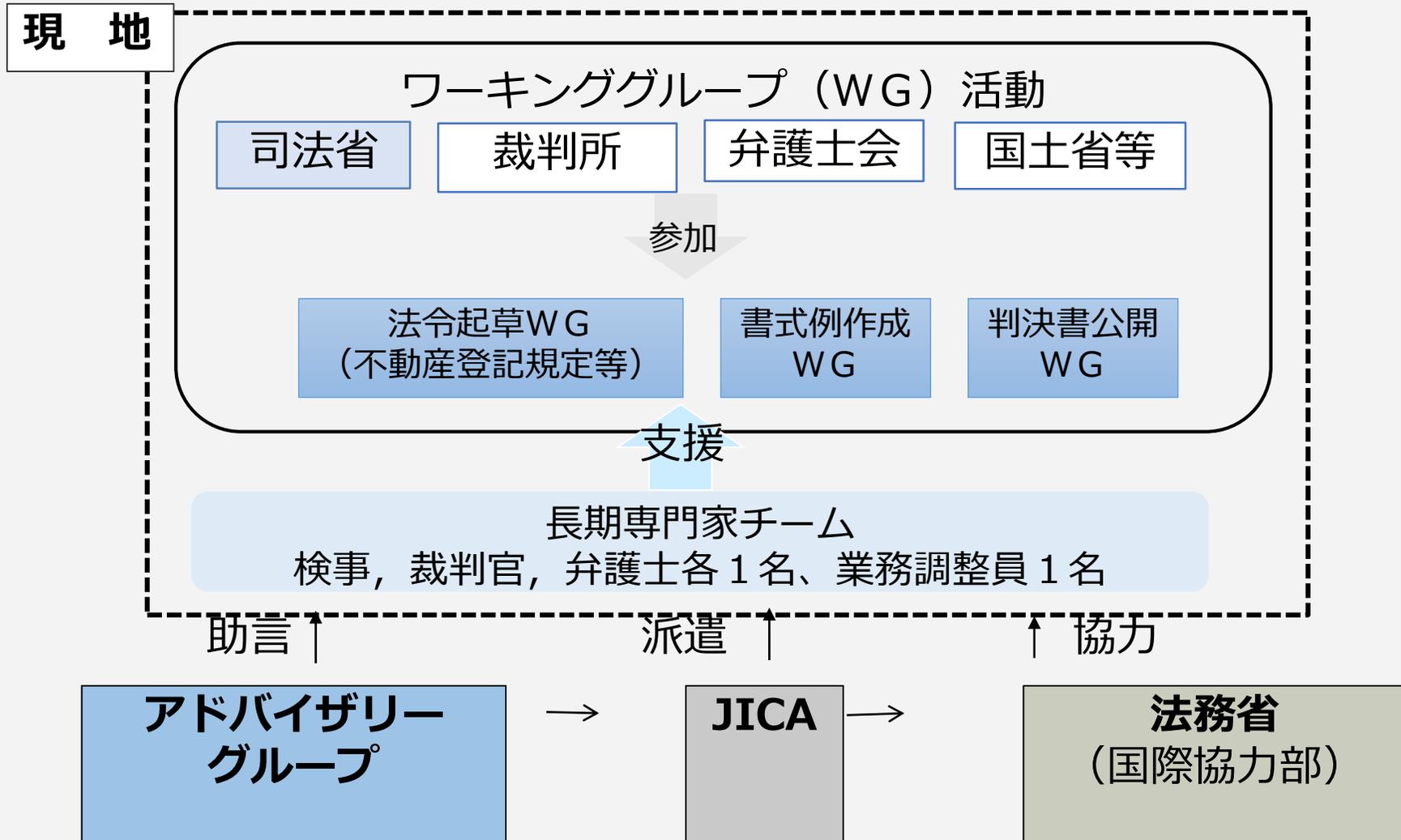
民法・民事訴訟法に基づいた適切な実務が行われるための基盤が整備される。

## 成果

1. 主要民事関連法令が整備される。
2. 民法・民事訴訟法の適切な運用を支える各種書式例等が整備される。
3. 判決の質を改善するために、判決公開の手続きが整備され、判決が公開される。

# 民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト

【活動の柱】 ①民事法令起草 ②書式例作成 ③判決公開



# 民事法令の起草

## 供託法

2020年3月に起草案完成

## 執行官法

2021年1月に起草案完成

司法省が  
2022年中の成立を目指す

## 不動産登記規定（土地法）

2022年1月に司法省案完成

司法省・国土省の共同WGで検討中

# 書式例の作成

## 書式例（訴状、答弁書、判決書等）を作成

- ①貸金返還請求事件
- ②売買契約に基づく所有権全部移転登記手続請求事件
- ③契約解除に基づく所有権移転抹消登記手続請求事件
- ④離婚等請求事件
- ⑤不動産仮差押／執行事件
- ⑥係争物に関する仮処分事件

## 全裁判官を対象としたセミナーで解説

# 書式例の作成

司法省ウェブサイト、JICAウェブサイトで公開

司法省

<https://www.moj.gov.kh/kh/sample-civil-documents>

JICA

<https://www.jica.go.jp/project/english/cambodia/025/materials/index.html>



សាលាដំបូងរាជធានីភ្នំពេញ

**ករណីការរដ្ឋប្បវេណី**

សំណុំរឿងលេខ.....  
ចុះថ្ងៃទី ០៣ ខែ វិច្ឆិកា ឆ្នាំ ២០១៤  
សាលក្រមលេខ .....  
ចុះថ្ងៃទី ២០ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០១៥

**ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា  
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ**

**សាលក្រម<sup>១</sup>**

**ក្នុងនាមព្រះមហាក្សត្រខ្មែរ  
សាលាដំបូងរាជធានីភ្នំពេញ<sup>២</sup>**

បានបញ្ចប់ការទាញហេតុផលដោយផ្ទាល់មាត់នៅ  
ថ្ងៃទី ៣០ ខែ មករា ឆ្នាំ ២០១៥<sup>៣ ៤</sup>

**ចៅក្រមជំនុំជម្រះ**

- លោក J ជាចៅក្រមនៃសាលាដំបូងរាជធានីភ្នំពេញ  
**ក្រឡាបញ្ជី**
- លោកស្រី C ជាក្រឡាបញ្ជីនៃសាលាដំបូងរាជធានីភ្នំពេញ

<sup>១</sup> ការសម្រេចសេចក្តី គឺចែកចេញជា សាលក្រម និង ដីកាសម្រេច (មាត្រា ១៧៩ នៃក្រមនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណី) ដូច្នោះមានភាពចាំបាច់នៅក្នុងការបញ្ជាក់ឲ្យបានច្បាស់លាស់ថា អំពីប្រភេទនៃការសម្រេចសេចក្តីដាក់នៅក្រុងចំណុចចាប់ផ្តើម។ ដោយសារតែ សាលក្រម និង ដីកាសម្រេចមានភាពខុសគ្នាចំពោះវិធីក្នុងការធ្វើនបាស្រ័យជាអាទិ៍ ។ ជាគោលការណ៍បណ្តឹងនបាស្រ័យចំពោះសាលក្រម គឺ បណ្តឹងនទ្ធុរណ៍ ហើយ បណ្តឹងនបាស្រ័យចំពោះដីកាសម្រេច គឺ បណ្តឹងជំទាស់ (កថាខណ្ឌទី ១ មាត្រា ២៥៩ នៃក្រមនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណី)។

<sup>២</sup> សាលក្រមរដ្ឋប្បវេណីត្រូវតែសរសេរអំពីចំណុចដែលចែងនៅក្នុងមាត្រា ១៨៩ នៃក្រមនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណី។

<sup>៣</sup> ក្រមនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណី មាត្រា ១៨៩ កថាខណ្ឌទី ១ ចំណុច ខ ។ សាលក្រមនឹងត្រូវកំណត់ជាស្ថាពរនូវទំនាក់ទំនងសិទ្ធិ ឬ ទំនាក់ទំនងគតិយុត្តិធម៌លើបញ្ចប់ការទាញហេតុផលដោយផ្ទាល់មាត់ (ក្រមនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណី មាត្រា ១៩៤ កថាខណ្ឌទី ២) ហេតុនេះ ចាំបាច់ត្រូវសរសេរឲ្យបានច្បាស់លាស់អំពី ពេលដែលបានបញ្ចប់ការទាញហេតុផលដោយផ្ទាល់មាត់។ ពោលគឺ សិទ្ធិ ឬ ទំនាក់ទំនងគតិយុត្តិធម៌ដែលតុលាការបានទទួលស្គាល់ដោយសាលក្រម គឺមានន័យថា តុលាការបានសម្រេចជាមុនទៅលើអង្គហេតុដែលមានគិតកម្រិតបញ្ចប់ការទាញហេតុផលដោយផ្ទាល់មាត់នោះ ហេតុនេះ នាហេតុនោះ នៅចន្លោះថ្ងៃដែលបានបញ្ចប់ការទាញហេតុផលដោយផ្ទាល់មាត់ រហូតដល់ថ្ងៃប្រកាសសាលក្រម មានការសងដែលនាំឲ្យសិទ្ធិលើចំណុចលក់ដោយ ក៏តុលាការមិនលើកយកអង្គហេតុនៃការសងមកដាក់នៅក្នុងលិខិតសាលក្រមដែរ។

<sup>៤</sup> ការប្រកាសសាលក្រមត្រូវធ្វើឡើងក្នុងអំឡុងពេល ១ (មួយ) ខែ គិតចាប់ពីថ្ងៃដែលបានបញ្ចប់ការទាញហេតុផលដោយផ្ទាល់មាត់ (មាត្រា ១៨៧ នៃក្រមរដ្ឋប្បវេណី)។ ហើយការប្រកាសសាលក្រមចាំបាច់ត្រូវធ្វើឡើងដោយផ្អែកលើច្បាប់ដើមនៃមូលសាលក្រម (កថាខណ្ឌទី ១ មាត្រា ១៨៤ នៃក្រមរដ្ឋប្បវេណី) ដូច្នោះហើយ ចាំបាច់ត្រូវតែបញ្ចប់នូវការតាក់តែងច្បាប់ដើមនៃមូលសាលក្រមឲ្យបាន គិតត្រឹមពេលប្រកាសសាលក្រម។

# 判決書の書式例

# 判決書の公開

## 【公開対象】

全裁判官を対象としたセミナーで扱った事件類型に該当する事件の判決

# 判決書の公開

## 【公開までの流れ】

各裁判所から司法省へ判決書送付

判決書の分類（公開対象の事件類型に該当するもの）

判決書のマスキング

WGにおける最終確認

司法省ウェブサイトでの公開

# 判決書の公開

## 【公開状況】

2020年12月から2022年3月までに104件※が  
司法省ウェブサイトで公開

※貸金返還請求事件、所有権移転登記手続請求事件

# 判決書の公開（司法省ウェブサイト）

**សេចក្តីសម្រេចរបស់តុលាការលើរឿងក្តីសម្បទានលើចាក់ស្បែង**

សូមជម្រាបជូនពលរដ្ឋទាំងអស់ ឲ្យបានជ្រាលជ្រៅ រសេចក្តីសម្រេចតុលាការជាធរមានដែលបានចែងក្នុងតារាងខាងក្រោមនេះ គឺជាសេចក្តីសម្រេចចុងក្រោយនៃរឿងក្តីចាក់ស្បែងលើចាក់ស្បែងដែលបានសម្រេចស្តីពីការបញ្ជាក់សិទ្ធិស្បែងលើចាក់ស្បែង។ គឺជាសេចក្តីសម្រេចដែលបានសម្រេចស្តីពីការបញ្ជាក់សិទ្ធិស្បែងលើចាក់ស្បែង។

ទំព័រសេចក្តីសម្រេចរបស់តុលាការសម្រាប់ព័ត៌មានបន្ថែម៖  
<http://www.moj.gov.kh/kh/sample-civil-judgments>

លេខរៀង	ក្តីសហ	សាលាដំបូងតុលាការ-ខេត្ត	ស្ថានភាព
1	លើកសាលាក្រុងស្រុកស្រែចម្ការ ៨២៩-២១ ប្រកាសរៀង ០៤ ខែ កក្កដា ឆ្នាំ ២០១៩ (ទាមទារប្រាក់កម្ចី)	កំពង់ចាម	ចេញសេចក្តី
2	លើកសាលាក្រុងស្រុកស្រែចម្ការ ៨៤៩-៨១ ប្រកាសរៀង ១២ ខែ កក្កដា ឆ្នាំ ២០១៩	កំពង់ចាម	ចេញសេចក្តី
3	លើកសាលាក្រុងស្រុកស្រែចម្ការ ៨៥៧-៨១ ប្រកាសរៀង ០៧ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០១៩	កំពង់ចាម	ចេញសេចក្តី
4	លើកសាលាក្រុងស្រុកស្រែចម្ការ ៨២១-៨១ ប្រកាសរៀង ០១ ខែ កក្កដា ឆ្នាំ ២០១៩	កំពង់ចាម	ចេញសេចក្តី
5	លើកសាលាក្រុងស្រុកស្រែចម្ការ ៨២២-៨១ ប្រកាសរៀង ០១ ខែ វិច្ឆិកា ឆ្នាំ ២០១៩	កំពង់ចាម	ចេញសេចក្តី
6	លើកសាលាក្រុងស្រុកស្រែចម្ការ ៨២៥-១១ ប្រកាសរៀង ០៤ ខែ កក្កដា ឆ្នាំ ២០១៩	កំពង់ចាម	ចេញសេចក្តី

出典： <https://www.moj.gov.kh/kh/actual-civil-judgments>



**លេខដំបូងខេត្តកំពង់ធំ**

**សាលក្រម**

**តាមតម្រូវការស្ត្រីខ្មែរ**

**កំពង់ធំ**

លេខការជ្រើសរើស

ស្តីពីការជ្រើសរើស

លេខៈ ៣៧៨

ថ្ងៃទី ៣០ ខែ ១០ ឆ្នាំ ២០១៨

**លេខក្រមលេខៈ ០៣(ម)**

ថ្ងៃទី ០៥ ខែ មិថុនា ឆ្នាំ ២០១៩

បានបញ្ចប់ការ

Enter your search term

និងប្រកាសសាលក្រមជាសាធារណៈ

នៅថ្ងៃទី ០៥ ខែ មិថុនា ឆ្នាំ ២០១៩ ដែលមានសមាសភាពៈ

**ចៅក្រមជំនុំជម្រះ**

លោក **ហេង សុខុជា** ជាចៅក្រមសាលាដំបូងខេត្តកំពង់ធំ

**ក្រឡាបញ្ជីសវនាការ**

លោក **ហ៊ុន វិធាន** ជាក្រឡាបញ្ជីសាលាដំបូងខេត្តកំពង់ធំ

**ដើមទោសៈ**

ធនាគារ **ជ** សាខាស្រុក ជាធនាគារអប្សរស្ត្រីត

ឡើងក្រោមច្បាប់នៃប្រកាសសាលក្រមកម្ពុជា ដែលមានទីស្នាក់ការ

ខេត្តកំពង់ធំ តំណាងដោយលោក **តជ**

កាន់អត្តសញ្ញាណប័ណ្ណសញ្ជាតិខ្មែរលេខៈ

ចុះថ្ងៃទី ០៦ ខែ មិថុនា

២០១៨

។

អ្នកតំណាងដោយអាណត្តិ លោកមេធាវី **វិវិត សុវណ្ណ** អត្តលេខៈ ៩៦៣ មាន  
ការិយាល័យអាគារលេខ ៣៧៦ ជាន់ទី ៣ បន្ទប់ ២០២ មហាវិថីព្រះមុនីវង្ស សង្កាត់បឹង  
កេងកង១ ខណ្ឌបឹងកេងកង រាជធានីភ្នំពេញ។

**សាលាចុះចម្លើយៈ**

លេខៈ **០១** កេសប្រស កើតថ្ងៃទី ១៥ ខែ តុលា ឆ្នាំ ១៩៧៧ កាន់អត្តសញ្ញាណ  
ប័ណ្ណសញ្ជាតិខ្មែរលេខៈ ១៩០៦៦៤៦០៩ ត្រូវជាប្តី និងប្រពន្ធលេឃ្លោះ **០១-២**

កេសស្រី កើតថ្ងៃទី ០២ ខែ កញ្ញា ឆ្នាំ ១៩៨១ កាន់អត្តសញ្ញាណប័ណ្ណ  
សញ្ជាតិខ្មែរលេខៈ ១៩០៦៦៤៦០៩ មានអាសយដ្ឋាននៅភូមិ

ស្រុកកំពង់ធំ (អ្នកប្រាក់ និងជាអ្នកបង្កើតហ៊ុំបូកែត)។

លេខៈ **០២** កេសប្រស កើតថ្ងៃទី ០៣ ខែ មករា ឆ្នាំ ១៩៨៥ កាន់អត្តសញ្ញាណ  
ប័ណ្ណសញ្ជាតិខ្មែរលេខៈ ១៩០៦៤៦៤០៩ ត្រូវជាប្តី និងប្រពន្ធលេឃ្លោះ **០២-២**

កំណត់សំគាល់៖ សាលក្រមនេះជាលើកដំបូង ហើយមិនមែនជាសាលក្រមគំរូទេ

## アジア経済研究所 活動報告 Activity Report of Institute of Developing Economies

「ビジネスと人権: 責任ある企業行動およびサステナビリティに関する政策」に係る  
プラットフォーム事業

IDE-JETRO Policy Proposal Research Project FY2020-2022  
“Platform for Business and Human Rights:  
Responsible Business Conduct and Sustainability Policy”

---

日本貿易振興機構アジア経済研究所 新領域研究センター 主任調査研究員

山田 美和 miwa\_yamada@ide.go.jp

Senior Researcher, Inter-disciplinary Studies Center

Institute of Developing Economies, JETRO

2022年6月25日 法務省国際法総合センター国際会議場A

**Purpose**

- 日本企業のサプライチェーンで重要なアジア地域を中心に、ビジネスと人権に関する政府と企業の動向を調査し、企業はどのように人権尊重を企業活動の中に取り込むべきか、責任ある企業行動、責任あるサプライチェーンを実現できるか、そして日本政府としてどのような政策が必要か等について調査するとともに提言を行う。中小企業を中心とする企業が直面する課題を洗い出し、日本政府「ビジネスと人権に関する国連指導原則」にもとづく国別行動計画（NAP）の実行や見直しに有効なインプットを行う。ビジネスと人権、責任ある企業行動、持続的で包括的なサプライチェーンやサステナビリティに関する議論をする場としてのプラットフォームとして研究会を運営する。
- to research how Japanese business should integrate human rights respect and advance human rights due diligence in their core operations including supply chains and what are effective policy measures to create enabling environment for business.
- to organize seminars and workshops to promote UN Guiding Principles on Business and Human Rights and create a platform to discuss the issue among multi-stakeholders such as government agencies, companies and civil society groups.

**Research**

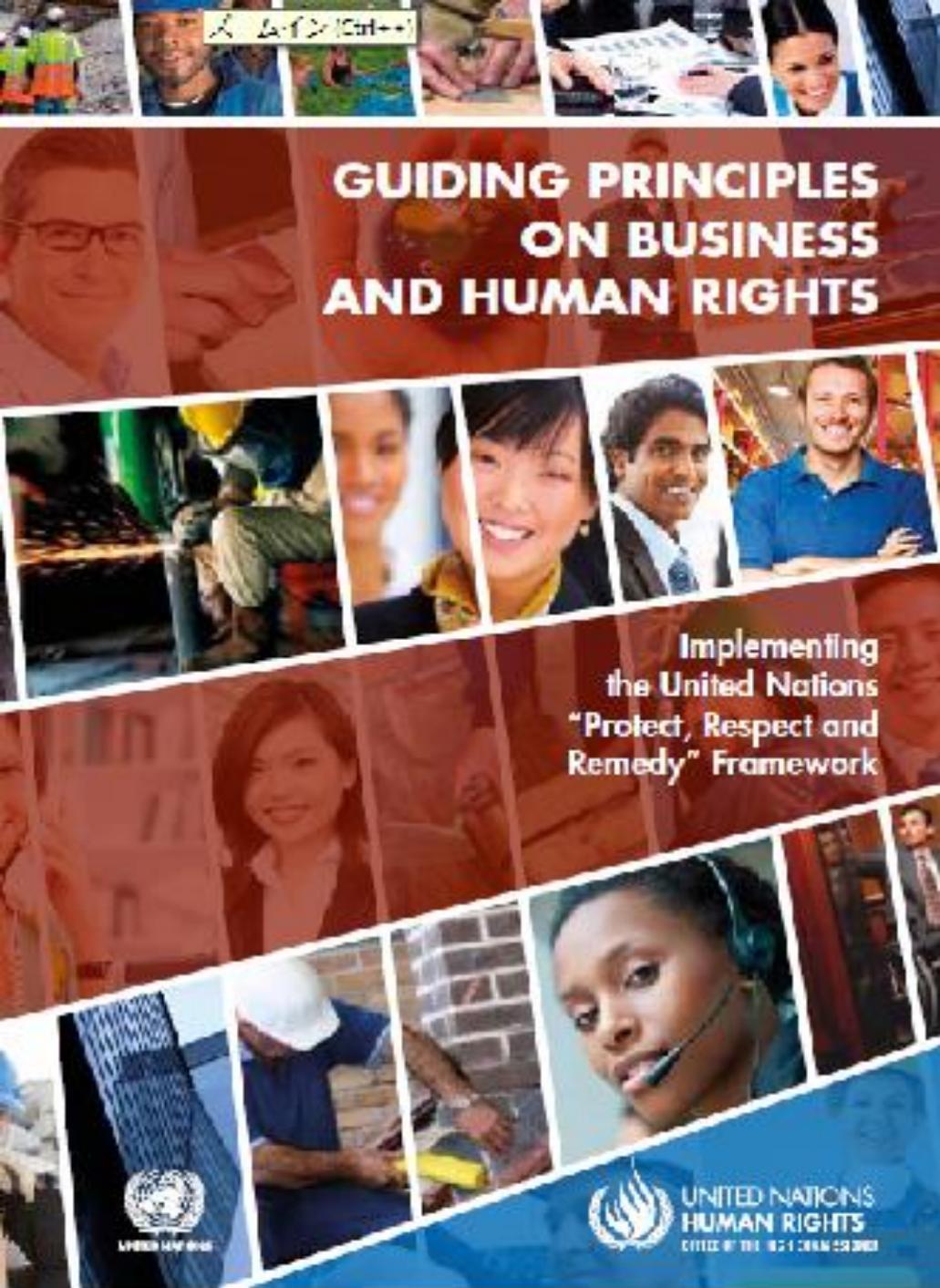
- ビジネスと人権に関する各国の政策動向、特に人権DD法制化  
Trend of development in policy measures taken by governments, including legislating mandatory human rights due diligence
- 貿易政策・措置とビジネスと人権  
Trade policy and measures in BHR
- IDE Policy Brief: アジ研ポリシー・ブリーフNo. 170 2022年3月「ビジネスと人権への取組みを加速する ――指導原則のこれからの10年に向けて問われる日本のリーダーシップ」No. 169 2022年3月「EUコーポレートサステナビリティ デューデリジェンス指令案の発表」

**Multi-Stakeholders Platform**

Members: IDE-JETRO, Keidanren, Global Compact Network Japan, Japan Business Council in Europe, Human Rights Watch, Japanese Trade Union Confederation, Japanese Bar Association  
 Observers: METI, MHLW, FSA, etc.  
 Guest speakers: EU Commission, Myanmar Centre for Responsible Business, ILO, migrant workers expert. Asset owner, etc.

**Outreach**

- 国際シンポジウム「サステナビリティと企業の社会的責任：SDGsを現実にするポスト（ウィズ）コロナの10年に向けて」世銀と共催(2022年1月27日)  
International Symposium: “Sustainability and Corporate Social Responsibility: Towards the Next 10 Years in the Post/with-COVID-19 World for the Achievement of SDGs ”
- 夏期講座「ビジネスと人権－人権DDの本質とは？」(2021年9月14日)  
IDE Summer Program: “Business and Human Rights – the essence of human rights due diligence”
- 経産省・JETRO共催セミナー「新時代のサプライチェーンと人権－世界の潮流と日本企業の役割と責任」(2021年8月5日)  
Seminar: Supply Chains and Human Rights in New Era – global trend and Japanese corporate role and responsibility
- JETRO・メンバー会員向けオンライン講座「責任あるサプライチェーン ビジネスと人権を視座においた企業の取組み」(アンコール配信)  
JETRO On-line seminar for members: Responsible Supply Chains
- アジ研ウェブサイト 特集ページ「ビジネスと人権－国家・企業・市民として」開設
- 今年度予定：経産省/ILOプロジェクト、外務省/UNDPプロジェクトへの協働等



# 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」

## UN Guiding Principles on Business and Human Rights

企業活動と人権の問題の深刻化の根本原因は‘ガバナンス・ギャップ’の存在。すなわち多国籍企業などの経済的アクターがもたらす負の側面と、それを適切にコントロールできない国際社会側の能力のギャップ。それをできるだけ少なくし埋めていくことが課題。

To fill “governance gap” =the gap between the sphere of influences and the scale of impacts caused by economic actors (including enterprises), and the inability of society to properly control the negative impact therefrom.

I 人権を保護する国家の義務(1-10)

The state duty to protect human rights

II 人権を尊重する企業の責任(11-24)

The corporate responsibility to respect human rights

III 救済へのアクセス(25-31) Access to remedy

「ビジネスと人権」に  
関する行動計画  
(2020-2025)

令和2年10月  
ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議

ビジネスと人権に関する行動計画に  
係る関係省庁連絡会議

Inter-Ministerial Committee on Japan's  
National Action Plan on Business and  
Human Rights

National Action Plan  
on Business and  
Human Rights  
(2020-2025)

October 2020  
Inter-Ministerial Committee on Japan's National Action  
Plan on Business and Human Rights

# 日本政府「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025) Japan's National Action Plan on Business and Human Rights 2020年10月16日策定・公表 launched on 16 October, 2020

## 第3章 政府から企業への期待表明第2章 行動計画

「政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権及び「ILO宣言」に述べられている基本的権利に関する原則を尊重し、「**指導原則**」その他の関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入すること、また、サプライチェーンにおけるものを含むステークホルダーとの対話を行うことを期待する。さらに、日本企業が効果的な苦情処理の仕組みを通じて、問題解決を図ることを期待する。」

### Chapter 3. Government's Expectations towards Business Enterprises

The Government expects Japanese enterprises, regardless of their size and sector of industry, to respect internationally recognized human rights and the principles concerning the fundamental rights set out in the ILO Declaration; introduce the process of human rights due diligence based on the UNGPs and other related international standards; and engage in dialogue with stakeholders, including those that are part of supply chains. Furthermore, the Government expects Japanese business enterprises resolve issues through effective grievance mechanisms.

# 法整備支援と「ビジネスと人権」

## Legal Technical Assistance and Business and Human Rights

### 第2章 行動計画

#### (5) その他の取組

(今後行っていく具体的な措置) 29頁

#### 途上国における法制度整備支援

・ODAを活用し、関係府省庁とも協力しつつ、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の起草・改正、法運用組織の機能強化と実務改善、法曹人材育成、司法アクセスの向上等に関する支援を実施する(JICAによる専門家派遣、研修、セミナー等)。【外務省、法務省】

#### Chapter 2. Action Plan

#### (5) Other Measures

(Future measures planned) Page 29

#### Support development of legal systems in developing countries

・ Utilizing ODA and in cooperation with relevant ministries and agencies, provide assistance that ensures human rights under the rule of law and forms the foundation of free economic activities in areas that include: drafting and amendment of legislation; enhancement of capacities of and improving practice of legal and judicial institutions; capacity-building of legal professionals; and improvement of access to justice (through dispatching experts and providing training courses and seminars by JICA). [Ministry of Foreign Affairs, Ministry of Justice]

相手国政府が人権保護義務をはたし、現地で操業する企業が人権尊重責任をはたせる環境  
(enabling environment)をいかに整えるか  
スマートミックスと政策の一貫性 Smart mix and Policy Coherence

- ▶ 「国家は、企業が常に国家の不作為を好み、または国家の不作為から利益を得ると推定すべきではなく、企業の人権尊重を助長するため、国内的及び国際的措置、強制的及び自発的な措置といった措置のスマートミックスを考えるべきである。」(原則3 解説)

State should not assume that business invariably prefer, or benefit from, State inaction, and that should consider a smart mix of measures – national and international, mandatory and voluntary – to foster business respect for human rights. (UNGP 3 Commentary)

- ▶ 政策の一貫性＝「会社法および証券規制法、投資、輸出信用及び保険、貿易、労働を含む、国および地方レベルで企業の実務を規律する部局や機関の共通認識と合致した行動」(原則8 解説)

Horizontal policy coherence means supporting and equipping departments and agencies that shape business practices – including those responsible for corporate law and securities regulation, investment, export credit and insurance, trade and labour – to be informed of and act in a manner compatible with the Governments' human rights obligations. (UNGP 8 Commentary)

- ▶ 法整備支援は日本政府として指導原則を具現化するものであり、同時に相手国の指導原則の実行を支援する。救済へのアクセスを確保する。市民社会のスペースを確保する。

Legal technical assistance embodies Japan's state duty under UNGP and supports recipient countries in implementing UNGP as their state duty to protect human rights, ensuring access to remedy and space for civil society engagement.

# Raising the Ambition - Increasing the Pace

## UNGPs 10+ A Roadmap for the Next Decade of Business and Human Rights

### 国連WGによる次の10年に向けたロードマップ



The road to sustainable development, just green transition and responsible recovery goes through respect for people and the planet. As the authoritative global framework for preventing and addressing adverse business-related human rights impacts, the United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights are a fundamental tool for addressing these major collective challenges.

ACTION AREA 1: **UNGPs AS A COMPASS FOR MEETING GLOBAL CHALLENGES**

ACTION AREA 2: STATE DUTY TO PROTECT

ACTION AREA 3: BUSINESS RESPONSIBILITY TO RESPECT

ACTION AREA 4: **ACCESS TO REMEDY**

ACTION AREA 5: MORE AND BETTER **STAKEHOLDER ENGAGEMENT**

ACTION AREA 6: MORE AND BETTER **LEVERAGE TO DRIVE FASTER CHANGE**

ACTION AREA 7: MORE AND BETTER TRACKING OF PROGRESS

ACTION AREA 8: MORE AND BETTER **INTERNATIONAL COOPERATION AND IMPLEMENTATION SUPPORT**

Published on 29 November, 2021

<https://www.ohchr.org/sites/default/files/2021-12/ungps10plusroadmap.pdf>

# 日本企業の東南アジアでの取り組みは鈍い

「ジェットロ 2021年度 海外進出日系企業実態調査—全世界編—」

FY2021 Survey on Business Conditions of Japanese Companies operating abroad

<https://www.jetro.go.jp/news/releases/2021/c439b74323dc4bee.html>

■「(在外日系企業6,096社)世界全体で約5割の企業がサプライチェーンにおける人権尊重の方針を有し、そのうち半数が調達先へも準拠を求めている。人権デューディリジェンスの義務化(法制化)で先行する欧州との取引などを通じて認識が浸透する一方、**東南アジアでの認識、取り組みの遅れが目立つ**」

50% of 6,096 Japanese companies operating abroad have human rights policies in supply chains, the half thereof request suppliers to follow. While most Japanese companies in Europe, where mandatory HRDD legislation develops, are active, those in Southeast Asia are lagging behind.

■サプライチェーンにおける人権方針については、日系企業の集積する東南アジアでは方針を有する企業の割合が5割を下回り、作成予定のない企業も4割近くを占める。そして調達先に準拠を求めている企業は、東南アジアでは回答企業2,560社のうちその割合は20.9%に留まっている。

Less than 50% of Japanese companies in Southeast Asia have human rights policies in supply chains. 40% have no plan to develop. Only 20.9% among 2,560 Japanese companies in Southeast Asia request their supplier to follow.

# 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」再考 —法整備支援に「ビジネスと人権」の観点はどう取り込むか— Rethinking Business and Human Rights

## - How should Legal Technical Assistance integrate Business and Human Rights? -

### 1. 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」—その成立から10年

UN Guiding Principles of Business and Human Rights -10 years and onward

「ビジネスと人権に関する国連指導原則」とは/国家の義務と企業の責任の補完性/救済へのアクセス

What is UNGP?/Complementarity of state duties and corporate responsibilities/Access to remedy

### 2. 人権とビジネスの接近—企業が人権尊重の責任を果たせるビジネス環境

Proximity of Human Rights and Business –Enabling environment for business to respect human rights

「法制度整備支援に関する基本方針」再考/ミャンマーにおける「ビジネスと人権」/アジアにおける日本企業の責任と役割

Rethinking Japan's Basic Policy on LTA/BHR in Myanmar/Responsibility and role of Japanese companies in Asia

### 3. 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」を実行する法整備支援

Legal Technical Assistance as Implementation of UN Guiding Principles on Business and Human Rights

行動計画における法整備支援の位置づけ/開発援助—JICA環境社会配慮ガイドライン改定によせて/環境社会配慮を可能にする法整備支援

LTA in Japan's NAP on BHR/ODA and BHR in light of revision of JICA Guidelines for Environmental and Social Considerations/LTA to enable environmental and social considerations

### 4. 法整備支援に「ビジネスと人権」の観点をどのように取り込むか

How should Legal Technical Assistance integrate Business and Human Rights?

他国の行動計画に明示されている法整備支援の例/「ビジネスと人権」の観点から見直す/アジアの責任あるリーダーとして

Examples of LTA in other NAPs/Rethinking from BHR approach/As responsible leader in Asia

## ご参考まで/Reference

- [ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために\(A/HRC/17/31\) | 国連広報センター \(unic.or.jp\)](https://www.unic.or.jp)
- [責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス](#) (アジア経済研究所が日本語訳作成に協力しました)
- John G. Ruggie, Just Business: Multinational Corporations and Human Rights (New York: W.W. Norton, 2013) (東澤靖訳『正しいビジネス——世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』岩波書店, 2014年).
- 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」再考—法整備支援に「ビジネスと人権」の観点をどう取り込むか—」山田美和『ICD NEWS LAW FOR DEVELOPMENT』No.90 2022.3 <https://www.moj.go.jp/content/001368524.pdf>
- 「ビジネスと人権への取組みを加速する——指導原則のこれからの10年に向けて問われる日本のリーダーシップ「人権デューディリジェンスをいかに促すか——日本政府『ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）』を活用する」山田美和 アジ研ポリシー・ブリーフ No.170 2022年3月 <https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Reports/AjikenPolicyBrief/170.html>
- 「EUコーポレートサステナビリティ デューディリジェンス指令案の発」木下由香子 アジ研ポリシー・ブリーフ No.169 2022年3月 <https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Reports/AjikenPolicyBrief/169.html>
- 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」にもとづく国家行動計画の意義と課題」山田美和『法の支配』No.204 2022.2
- 国際シンポジウム「サステナビリティと企業の社会的責任：SDGsを現実にするポスト(ウィズ)コロナの10年に向けて」開催報告 <https://www.ide.go.jp/Japanese/Event/Reports/20220127.html>
- 「問われる企業の社会的責任—新型コロナウイルス危機が示す『ビジネスと人権の本質—』」佐藤仁志編『コロナ禍の途上国と世界の変容』日本経済新聞出版 2021年)
- コラム「目標16 平和と公正をすべての人に—制度はどこに?—」IDEスクエア『おしえて！知りたい！SDGsと途上国』 [https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Column/ISQ000015/ISQ000015\\_018.html](https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Column/ISQ000015/ISQ000015_018.html)
- ◆ [ビジネスと人権——国家・企業・市民として—— - アジア経済研究所 \(ide.go.jp\)](https://www.ide.go.jp)

アジ研では「ビジネスと人権」のサイトを開設し、これまでの取組を一覧にしました。どうぞご覧頂き、ご意見、ご感想など頂ければ幸いです。 <https://www.ide.go.jp/Japanese/New/Special/BHR>

2022年6月25日 第23回法整備支援連絡会



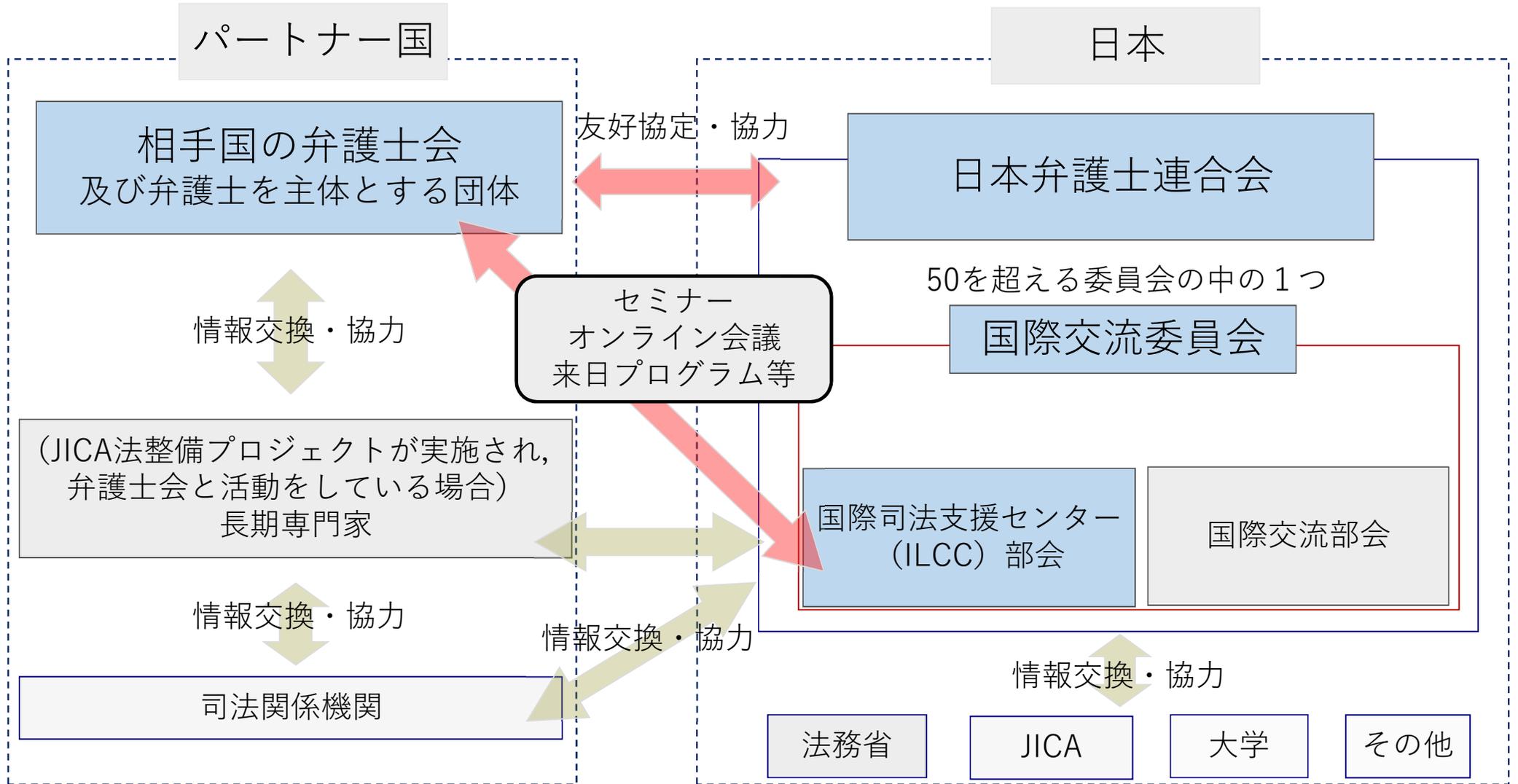
## 日本弁護士連合会の活動報告



JICAラオス法整備支援プロジェクト長期専門家  
日本弁護士連合会国際交流委員会幹事  
弁護士 鈴木一子

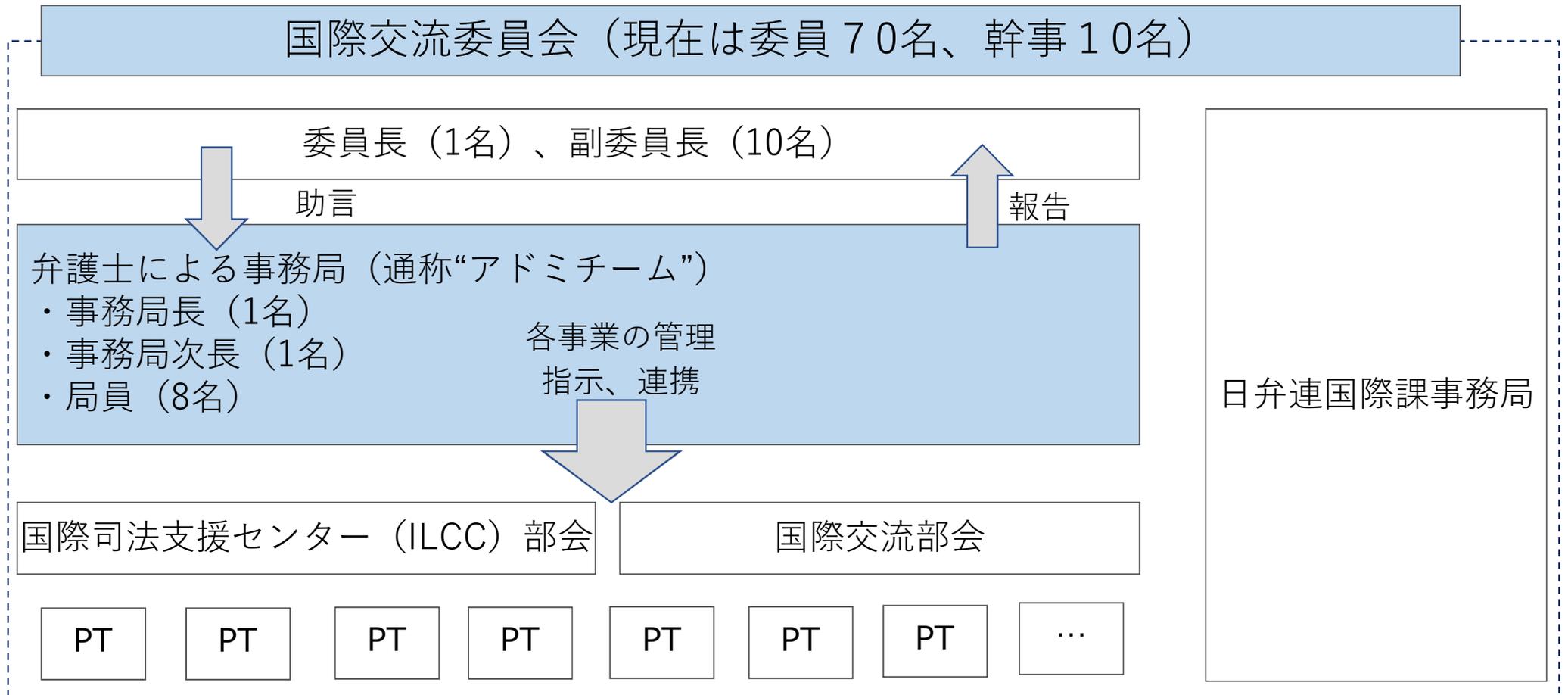
**JFBA** Japan Federation of Bar Associations

# 日弁連による国際司法支援



# 国際交流委員会の新たな体制

2021年11月から「アドミチーム」を設置  
目的：委員会活動の一層の活性化



## 国際交流委員会内のプロジェクトチーム（PT）

### < 国際司法支援センター（ILCC）部会 >

- ・カンボジアPT
- ・ラオスPT
- ・ベトナムPT
- ・モンゴルPT
- ・JICA課題別研修PT

### < 国際交流部会 >

- ・中国PT
- ・ロシアPT
- ・米国PT
- ・ドイツPT
- ・香港PT

PTは設置されていないが、台湾、マレーシア、シンガポール、フィリピン、韓国、仏、豪の弁護士会等とも交流がある。

# 活動の概要

※主に前回の連絡会以降のもの

## 1 トヨタ財団プロジェクト

- ・カンボジアPT
- ・ラオスPT
- ・ベトナムPT

## 2 1以外の活動

- ・ベトナムPT
- ・モンゴルPT
- ・ミャンマーPT

## 3 JICAから委託を受けて実施した研修 (Access to Justice)

## 4 国内向けの活動

- ・交流会「今、地方で国際化」
- ・国際交流委員会内勉強会



## トヨタ財団プロジェクト

平和で豊かな暮らしのために「法」をもっと身近に  
正義へのアクセスを実現するための4か国の連携

ベトナム、カンボジア、ラオス及び日本が、各国の経験を共有し、相互に学び合いながら、Access to Justiceを促進することが目的

<http://toyotafound.force.com/psearch/JoseiDetail?name=D19-N-0070>

※当初のプロジェクト期間：2019年11月1日～2021年10月31日

→2022年9月30日まで延長された。

# トヨタ財団プロジェクトの体制

(月1回の開催。2021年11月が第1回)

トヨタ財団プロジェクト監理委員会

助言, 進捗管理, 判断

- ・委員長 (1名)
- ・副委員長 (8名)

報告

助言, 指示

・事務管理チーム (4名)

進捗状況の把握, 連携

カンボジアPT

ラオスPT

ベトナムPT

プロジェクト活動の実施

調整

日本弁護士連合会執行部  
(会長, 副会長,  
事務総長, 事務次長)  
※トヨタ財団PJ担当副会長

プロジェクト進行管理の強化のため,  
設置を依頼

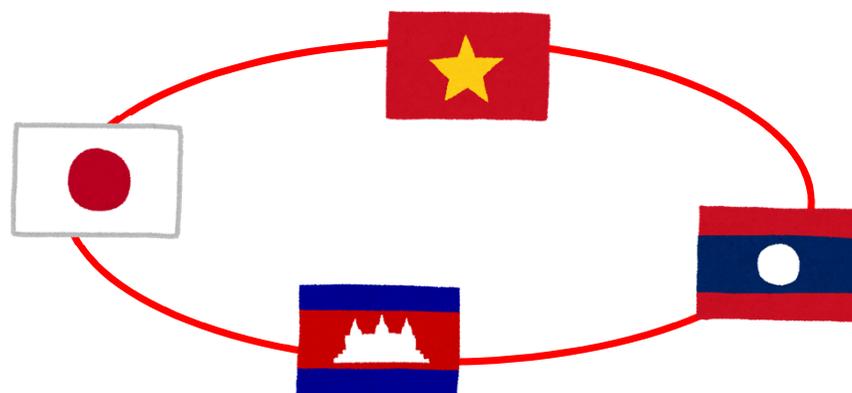
設置

国際交流委員会

日弁連国際課事務局

予算管理, 調整

トヨタ財団プロジェクト  
4か国キックオフセミナー（オンライン）



本格的に活動開始

2021年11月25日（木）午後5時～午後7時30分(JST)

テーマ：Access to Justiceを促進するための挑戦，活動及び教訓

言語：英語

対象：日弁連，カンボジア弁護士会，ラオス弁護士会，ベトナム弁護士会

参加者合計39名以上（日本，カンボジア，ラオス，ベトナム）

トヨタ財団プロジェクト  
キックオフセミナーのアジェンダ（抜粋）

**Session I:**

**Country Reports on Challenges, Activities and Lessons for Enhancing Access to Justice**

- Participant from Cambodia
- Participant from Lao P.D.R
- Participant from Vietnam

**Session II: Discussion**

Topics

- Raising social awareness of lawyers' role
- User-friendly interfaces between ordinary people and lawyers
- Improvement of legal outreach activities
- Agenda topics to be covered in working sessions in 2022

# トヨタ財団プロジェクト2 各国間ワークショップ

※全てオンライン。1つのZOOM接続で複数人参加していた場合があるため、参加人数は正確ではない。



カンボジア弁護士会  
2022年2月17日（木）午後4時～午後7時(JST)  
テーマ：Access to Justiceを促進するための挑戦，活動  
及び教訓  
言語：日本語，クメール語  
参加者234名（日本側21名，カンボジア側約213名）



ラオス弁護士会  
2022年3月18日（金）午後3時30分～午後7時(JST)  
テーマ：法律扶助の実務  
言語：日本語，ラオス語  
参加者74名（日本側28名，ラオス側46名以上）



ベトナム弁護士会  
2022年3月23日（水）午後5時～午後8時(JST)  
テーマ：日本とベトナムにおける法の普及と法教育  
言語：日本語，ベトナム語  
参加者29名以上（日本側22名，ベトナム側7名以上）

# トヨタ財団プロジェクト2 各国間ワークショップ

※全てオンライン



6月頃  
カンボジア弁護士会と共催のワークショップ  
(カンボジアの大学生を対象とする)  
テーマ：Access to Justiceと弁護士の役割  
言語：日本語、クメール語



6月14日（予定）  
ラオス弁護士会とのワークショップ  
テーマ：未定  
言語：日本語、ラオス語



6月13日（予定）  
ベトナム弁護士会とのワークショップ  
テーマ：遠隔地における司法アクセス改善方法  
言語：日本語、ベトナム語

# カンボジア



## トヨタ財団プロジェクト以外の活動

従前、民事訴訟法普及のための弁護士向けセミナーを行ってきたが、パンデミックにより中断している。

コロナウィルス収束後、引き続き、行う予定。

JICA法整備支援プロジェクトにより公開された判決も活用することを検討中。

ラオス



トヨタ財団プロジェクト以外の活動

従前、Access to Justiceに関する活動（例えば村落調停に関するもの）を行っていたが、パンデミックにより中断している。  
今後の具体的活動は未定

ベトナム



トヨタ財団プロジェクト以外の活動

今後の予定：10月以降 ベトナム弁護士会との共催ウェビナー

方式：オンライン

テーマ：ベトナムと日本の間における国際投資（予定）

言語：日本語及びベトナム語（逐次通訳付き）又は英語

# モンゴル



モンゴル弁護士会及びモンゴル法曹協会との交流会

日時：2022年3月25日（金）午後4時～午後5時30分(JST)

方式：オンライン

テーマ：新型コロナウイルスの司法への影響

言語：日本語，モンゴル語

参加者26名（日本側8名，モンゴル側18名）

今後の予定：未定

ミャンマー



支援を始めるために国際交流委員会内にPTを立ち上げようと計画し、  
カウンターパートの選定を含めて調査中だったが…  
2021年2月1日、軍によるクーデターが発生したため、現在、具体的  
な動きは中断している。

# JICA課題別研修

JICAから委託を受けて日弁連が実施するマルチラテラル研修

テーマ：司法アクセスの改善－SDGs16の実現

研修期間：2021年10月13日～12月1日（全8回）

言語：英語

参加者：合計9名（司法省職員，弁護士，立法担当者等）



ラオス2名

マラウイ1名



ネパール2名

ナイジェリア2名



タンザニア1名

ベトナム1名



# JICA課題別研修

- ①応募時にカントリーレポート作成
- ②各講義の前にオンデマンドでVTRを視聴
- ③各講義では議論を中心にする

1日目：コースオリエンテーションと日本の司法制度の概要

2日目：カントリーレポート発表

3日目：司法アクセスに関する国際潮流と理論

4日目：日本の法律扶助の主要機関である法テラスの概要

5日目：民事法律扶助の発展の歴史

6日目：刑事法律扶助の発展の歴史

7日目：コートジボワール支援の紹介と全体質疑、アクションプラン作成ガイド

8日目：アクションプラン発表

# 国内向けの活動

※主に前回の連絡会以降

オンライン交流会

日時：2022年3月19日（土）午後1時～午後4時

テーマ：今、地方で国際化

対象者：各地方の弁護士会の代表者

# 国内向けの活動

※主に前回の連絡会以降

国際交流委員会内の勉強会（オンライン）

対象者：国際交流委員会メンバー（主に若手を想定）

第1回 2021年11月9日（火）午後6時～8時

テーマ：国家における司法の役割とSDGs16.3～司法の歴史を概観して

講師：第一東京弁護士会 池内稚利弁護士

第2回 2022年1月24日（月）午後6時～8時

テーマ：地方の国際化

講師：福岡県弁護士会 大塚芳典弁護士

第3回 2022年3月3日（木）午後6時～8時

テーマ：法の支配と法整備支援

講師：慶応義塾大学法務研究科 松尾弘教授

# 活動報告

第23回法制度整備支援連絡会

令和4年6月25日

大臣官房国際課

- 1 「司法外交」とは**
- 2 官房国際課の沿革**
- 3 京都コンGRESの成果と展開**
- 4 日ASEAN特別法務大臣会合**

# 1 「司法外交」とは

## 意義

全ての人があるルールの下で安全・安心に暮らせる「誰一人取り残さない社会」を実現するために必要な「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった基本的価値を日本から世界に発信し、世界各国に浸透させていくための取組

## 目的

法の支配等の普遍的価値を国際的に浸透させ、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に貢献する

# 2 官房国際課の沿革

## 法務行政の国際的課題

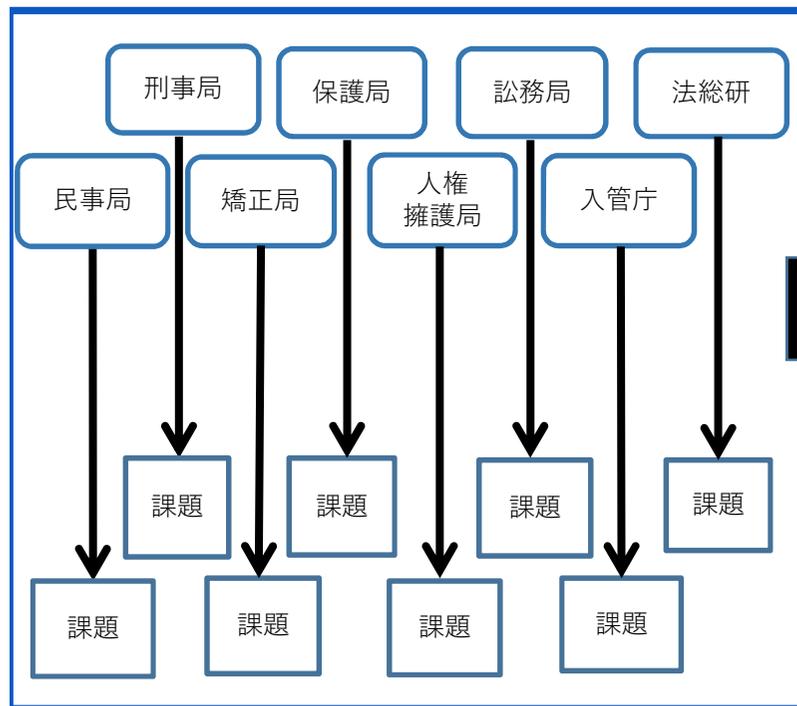
- ◆ 2020年京都コンGRESの準備
- ◆ 国際仲裁の活性化に必要な基盤整備
- ◆ 戦略的な法制度整備支援の更なる推進
- ◆ 戦略的な国際機関等への法務人材の派遣 等



オール法務省  
での対応

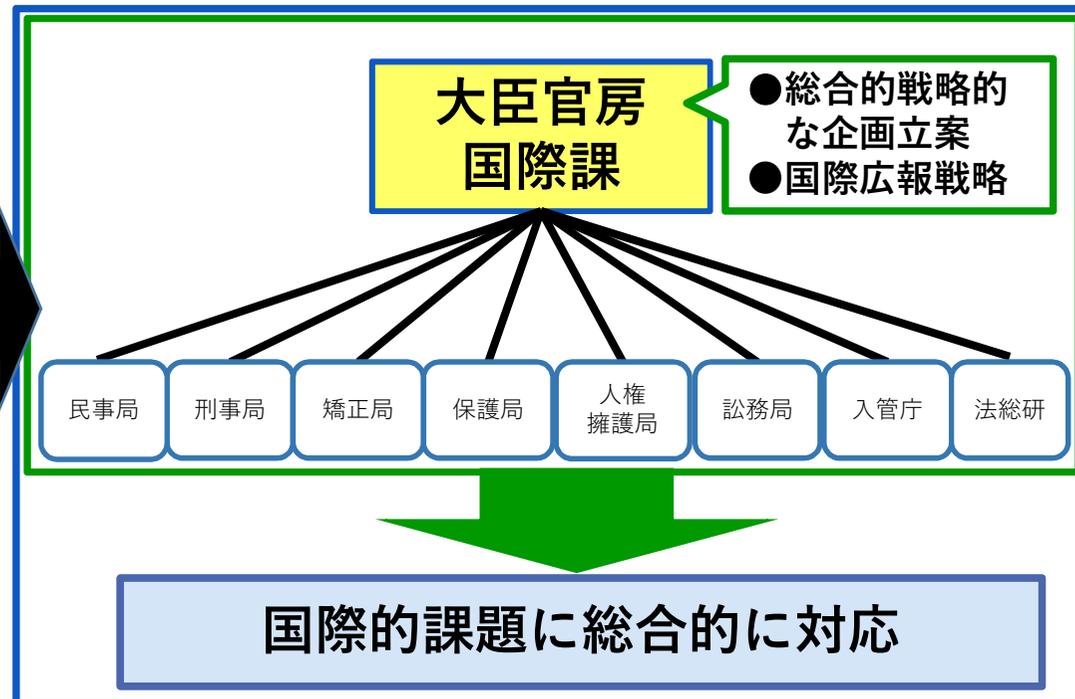
従来

部局ごとのタテ割り対応



2018年4月～

「司法外交推進の司令塔」を創設



<p>国際渉外 1・2係</p>	<p>◆国際関係事務の総合調整 ◆国際広報 ◆来省案件（表敬等）の対応 ◆大臣・副大臣・政務官等出張案件の対応</p> <p>国際広報戦略のリーダーシップ 各国との協力覚書（MOC）</p>
<p>国際政策 1係</p>	<p>基本的・総合的な政策の企画・立案等</p> <p>法務省職員の海外派遣、刑事局・矯正局・保護局の所掌事務等に関する事 人権条約審査のリーダーシップ 国際人材育成 在外公館・国際機関等への戦略的な人材派遣</p>
<p>国際政策 2係</p>	<p>民事局・人権擁護局・訟務局の所掌事務等に関する事 国際仲裁の活性化</p>
<p>国際政策 3係</p>	<p>出入国在留管理庁の所掌事務等に関する事 入管庁の国際重点業務支援</p>
<p>国際政策 4係</p>	<p>大臣官房・法務総合研究所の所掌事務等に関する事 法制度整備支援（中長期的計画の立案など）</p>
<p>国際企画 1・2係</p>	<p>◆日本国内で開催される会議や特定事項の総合的な政策の企画等 京都コンGRESの成果展開</p>
<p>国際企画 3係</p>	<p>◆日本国内で開催される会議や特定事項の総合的な政策の企画等 日ASEAN特別法務大臣会合と成果展開</p>

# 古川法務大臣への表敬訪問



駐日ウクライナ大使  
令和4年3月11日



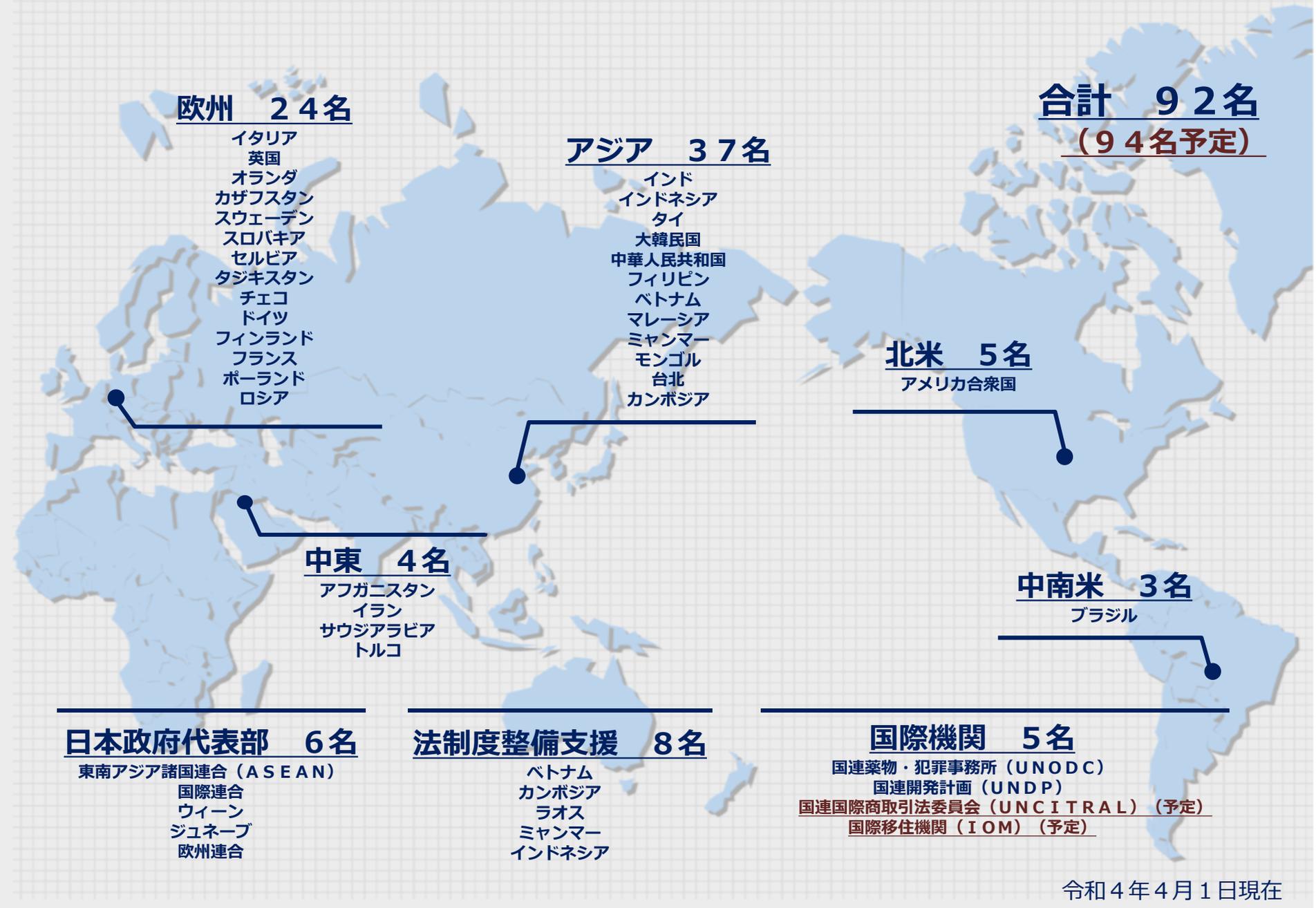
駐日ポーランド大使  
令和4年3月30日

# 津島法務副大臣のポーランド出張

令和4年4月1日～5日



# 世界における日本の法務省職員

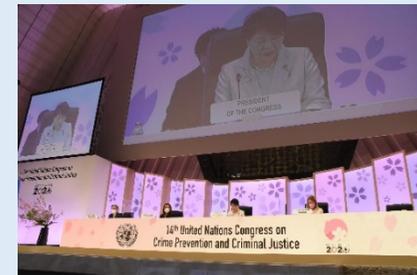
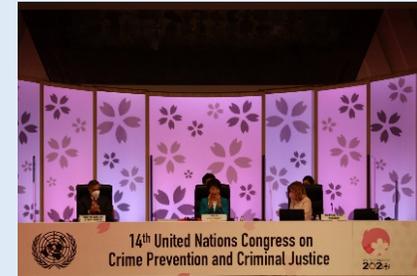


### **3 京都コンGRESの成果と展開**

# 京都コングレスの概要

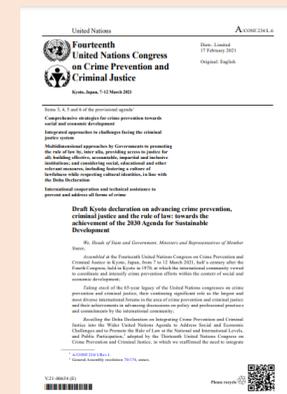
## 開催概要

- 参加国数 152 か国, 5000 人を超える参加登録 (過去最多)
- 閣僚級以上を伴い来日した政府代表団 13 か国  
※アゼルバイジャン共和国, アフガニスタン・イスラム共和国, アルメニア共和国, イラク共和国, ウガンダ共和国, エクアドル共和国, ザンビア共和国, 大韓民国, トーゴ共和国, ハンガリー, ボスニア・ヘルツェゴビナ, 南スーダン共和国, モルディブ共和国
- 90 か国の閣僚級がハイレベルセグメントで発言 (過去最多)  
※G20のうち以下の15か国・地域含む: EU, インドネシア, サウジアラビア, トルコ, 英, 中国, アルゼンチン, 仏, 加, 印, 豪, 韓, 露, 伊, ブラジル (発言順)
- 閉会式で 24 か国から謝辞  
※G20のうち以下の11か国を含む: 豪, 米, 英, 加, 中, 仏, インドネシア, 露, 印, 南アフリカ, アルゼンチン (発言順)
- コロナ感染者及びその疑い事例の報告なし



## 「京都宣言」概要

- **法の支配**が持続可能な開発の礎となることを確認
- 刑事司法分野における**国際協力の強化**
- 犯罪防止等のための**マルチステークホルダー・パートナーシップの推進**
- 刑事司法の未来を担う**ユースの活躍** (エンパワメント)
- コロナ禍を契機とする, 刑事司法における**デジタル化の促進**



# 京都コンGRESの成果展開の取組

京都コンGRES（第14回国連犯罪防止刑事司法会議）で採択された「京都宣言」の実施にリーダーシップを発揮するため、以下の3つを柱とした取組を積極的に展開し、法の支配に裏打ちされた新たな国際秩序形成を主導する。

## 国際協力の促進のための各地域における実務家ネットワークの創設

### ■ 現状と問題点

- アジア太平洋地域において、捜査共助の制度・運用の理解不足、技術支援プロジェクトに関する情報共有・連携不足により、国際協力が不十分・非効率（アジア太平洋地域に情報共有・意見交換を行う枠組みが存在していない）

### ■ 対応策

#### アジア太平洋刑事司法フォーラムの創設

- アジア太平洋地域における司法当局の情報共有・意見交換、国際協力上の問題解決のための会合を定期開催
  - 相互理解の促進、信頼関係の構築・維持、ノウハウの組織的な蓄積、技術支援をすべき課題の特定による効果的な国際協力の実現

## 刑事司法分野における次世代を担うユースの育成

### ■ 現状と問題点

- 法的紛争や犯罪のグローバル化の進展に伴い、司法分野における国際業務の重要性が増す
- グローバルな法的紛争をルールに則して解決する力を有する人材の育成が急務

### ■ 対応策

#### ユースフォーラムの定期開催

- 法的紛争をルールに則して解決する力、法の支配に根ざしたリーガルマインドを有する国際法務人材の育成・確保
- 司法分野における国際業務に対する若者の関心の喚起
- 若者同士のコミュニケーションを通じて国際感覚を養い、将来につながるパートナーシップを築く機会を提供
- 専門家の議論に若者の意見を反映

## 世界各国における再犯防止の推進

### ■ 現状と問題点

- 京都宣言に再犯防止に関する詳細な記載が設けられた
- 国際的に認められた基準がなく、国連準則（※）策定のニーズが高い
  - ※国連準則…加盟国の基本的な指針と実践のために必要な基準を定めるもの（マンデラ・ルールズなど）

### ■ 対応策

#### 再犯防止国連準則の策定を主導

- 「京都モデルストラテジー（仮称）」
  - 保護司制度など、我が国の知見を盛り込み、我が国と理念を共有する国々が増加
  - 準則を活用し、各国の再犯防止施策の充実に貢献（アジ研による支援）

# 京都kongressの成果展開： アジア太平洋刑事司法フォーラム（Crim-AP）

## 国際社会のコミットメント(京都宣言)

- 犯罪と戦うため国際協力を強化し、刑事司法実務家の連携を促進するための地域ネットワークを構築する(京都宣言パラ5、63)

## アジア太平洋地域における刑事司法分野の課題

- 捜査共助: 各国相互の制度・実務運用に関する理解不足により、十分な国際協力ができていない
- 犯罪者処遇・社会復帰支援分野の国際協力: 技術支援ニーズの特定やドナー相互の情報共有が十分できていない

## アジア太平洋刑事司法フォーラムの開催

捜査共助  
作業部会

矯正・保護  
作業部会

- 法制度・実務運用に関する相互理解の促進
- 信頼関係の構築・維持
- 技術支援を実施すべき実務的課題の特定

相互  
理解

信頼  
醸成

能力  
構築

## 第1回アジア太平洋刑事司法フォーラムの概要

- 令和4年2月14日(月)・15日(火)、東京国際フォーラムで開催
- 法務省、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)の共催
- 20の国・機関の閣僚又は次官級・実務家が参加(ハイブリッド方式)
- 全体テーマ

京都宣言の実施に向けて:

犯罪と戦うためのアジア太平洋における国際協力の強化

- 分科会テーマ
  - ✓ 捜査共助作業部会  
各国中央当局に関する理解を深める: 効果的な捜査共助実施のための基本原則とグッドプラクティスの共有
  - ✓ 矯正・保護作業部会  
コロナ禍における刑務所運営及び犯罪者処遇の課題と展望

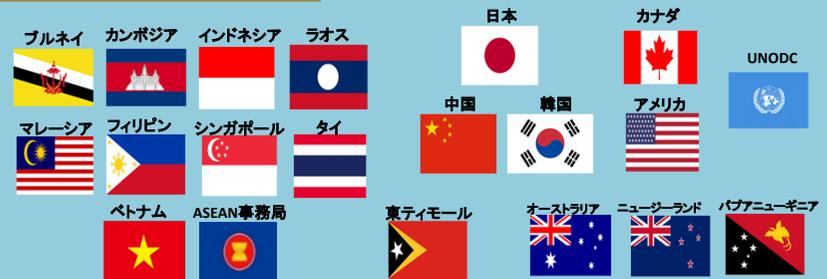


全体会議の様子



分科会の様子

## 参加国・機関



# 京都コンGRESの成果展開： 法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム

## 京都コンGRES・ユースフォーラム

- 令和3年2月27日・28日、国立京都国際会館で開催
- 35の国・地域から約150名が参加(ハイブリッド方式)
- 議論の結果として採択された「勧告」は、京都コンGRESに提出
- 国際社会はユースフォーラム開催を高く評価

## 国際社会のコミットメント(京都宣言)

- ユースフォーラムを開催するなどして、若者のエンパワメントに努める(京都宣言パラ30)

## ユースフォーラムの定期開催

- 法の支配に根ざしたリーガルマインドを有する国際法務人材の育成・確保
- 将来につながるパートナーシップを築く機会を提供
- 専門家の議論に若者の意見を反映

法の支配が浸透した国際社会へ

## 第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム(GoI-YF)の概要

- 令和3年10月9日・10日、東京国際フォーラムで開催
- 41の国から約120名が参加(ハイブリッド方式)
- 全体テーマ  
多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割
- 分科会テーマ  
分科会1: 成年年齢に達することと社会への参画  
分科会2: コロナ後の犯罪防止及び刑事司法
- 議論の結果、19項目から成る「勧告」が採択  
⇒ 国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)に提出



開会式の様子  
(法務大臣開会挨拶)



分科会での議論の様子

※「法遵守の文化」とは、国民が、法やその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化をいう

# 京都kongressの成果展開： 再犯防止国連準則の策定を主導

## 京都kongressの成果

【京都宣言】  
各国の再犯防止に対する関心の高まりを受け、再犯防止に関する詳細な記載が設けられた。

## 成果展開

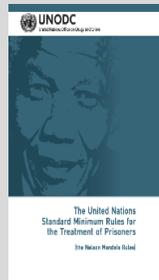
再犯防止に関する国連準則  
京都モデルストラテジー（仮称）  
を提唱、策定を推進

## 「司法外交」の推進

- 準則に保護司制度など我が国の知見を盛り込むことで、我が国と理念を共有する国々が増加
- 国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）が、準則を活用し各国の再犯防止施策の充実に貢献



我が国のプレゼンスの向上



国連準則：加盟国の基本的な指針と実践のために必要な基準を定める。各国における立法や施策立案の際に参照される。

（左は被拘禁者処遇の最低基準に関するマンデラ・ルールズ）

2024年5月  
国連犯罪防止  
刑事司法委員会

2022年10月-2023年9月以降  
国連政府間会合

準則を採択

加盟国間で実質合意

2022年4月  
国連専門家会合

UNODCがドラフトを作成

## 日本の知見をインプット

マルチステークホルダー・パートナーシップによる再犯防止の取組

- 矯正施設と民間企業や福祉関係機関等との連携
- 約130年の歴史を有する保護司制度
- BBS等地域ボランティア・協力雇用主
- 地方公共団体との連携による息の長い支援など



2021年5月  
国連犯罪防止  
刑事司法委員会

準則策定作業開始決議  
（日本が決議案提出）

2021年3月  
京都kongress

京都宣言の採択

# 4 日ASEAN特別法務大臣会合

# 2023年 日ASEAN特別法務大臣会合と成果展開

法制度整備支援・各種研修の実施等の  
長年の取組をさらに深化

⇒**戦略的な司法外交を推進**

**2023年**  
**日ASEAN友好協力50周年**

日・ベトナム外交関係樹立50周年

日・カンボジア友好70周年

成果展開

2030年



**日ASEAN特別法務大臣会合**

2022年  
日ASEAN事務局協議  
日ASEAN高級実務者会合

2021年  
日ASEAN高級実務者会合

2020年（司法外交元年）  
ASEAN法務関連会合への参加

強い政治的コミットメント

中長期的視野に基づくアクションプラン又は共同宣言

⇒ASEAN地域における「ルールに基づく国際秩序の強化」に積極的かつ戦略的に関与し、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」をリードする

2023年末には、分野別ハイレベル会合（★）の集大成として特別首脳会談が開催予定

⇒法務大臣会合の成果を首脳会談にインプットすることで法務省の施策を日本としての対アジア戦略の要に位置付ける

（★）日ASEAN友好40周年の2013年には、防衛省、環境省、財務省、海上保安庁、総務省、内閣官房、厚生労働省、警察庁、国土交通省、外務省がハイレベル会合を実施

# 2023年 日ASEAN特別法務大臣会合

## 開催の意義

### ASEANの戦略的 重要性

- ◎ 6.5億人の人口、成長著しい経済
  - ◎ 地政学的要衝に位置し、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の要
  - ◎ 経済的な依存関係が深化
  - ◎ アジアの地域協力の中心
- ⇒ **我が国の平和と繁栄・成長戦略の鍵となる地域**

2023年  
日ASEAN  
友好協力50周年

### 法務省の長年の取組による蓄積

- ・ 法制度整備支援
  - ・ 各種研修の実施 等
- ⇒ **強固な信頼関係と人的ネットワーク**



## 日ASEAN 特別法務大臣会合



- ◆ ASEAN加盟国の法務・司法大臣を招へい
- ◆ 日ASEAN法務大臣共同宣言を発出
- ◆ ASEAN域外の国との法務大臣会合は初の開催

### サイドイベントの同時開催

- ・ グローバルユースフォーラム
- ・ 国際仲裁シンポジウム 他

※2023年夏頃、東京での開催を予定



※写真は第21回日ASEAN首脳会議(H30)

## 期待される成果

### 日ASEAN法務大臣共同宣言

- ◎ 日ASEANの法務・司法分野の協力について協議し、**中長期的視野を示す**
- ◎ 法の支配・基本的人権の尊重といった**普遍的な価値を共有**
- ◎ ODAからイコールパートナーシップに向けた**連携**
- 法務・司法分野におけるASEANとの**戦略的な連携を推進する取組**
- 法制度整備支援・各種研修の実施等の**長年の取組をさらに深化させる取組 等**

- ASEANにおける日本の強い政治的コミットメントを示す
- ⇒ 「**ルールに基づく国際秩序の強化**」に積極的かつ戦略的に関与
- 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」をリード

- 日ASEAN特別首脳会談に**インプット**
- ⇒ 法務省の施策を日本の対アジア戦略の要に位置付ける

**戦略的な司法外交の推進**

ご静聴ありがとうございました

(お知らせ)

法務省のウェブサイト内の官房国際課のページを随時更新してまいりますので、ぜひご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03\\_00002.html](http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00002.html)

# 活動報告

2022年6月25日

JICAガバナンス・平和構築部

竹原成悦

## 1. With コロナ環境下での事業継続

- 技術協力プロジェクト7件（東南アジア6件、東アジア1件。インドネシア新規プロジェクト開始）
- オンライン・対面併用で現地活動を継続
- 本邦研修は見送り。現地セミナー・遠隔研修を活用

## 2. 法の支配に向けた新たな取り組み

- TICAD8に向けてアフリカ地域での法整備支援の可能性を調査（少年司法、司法アクセス、ビジネス法）
- ビジネスと人権の取り組みを強化（脆弱労働者の調査、サステイナブル・カカオ・プラットフォーム等）



## 2021年度の主な実施事業 (東南・東アジア)

国名	案件名【事業形態/開始年度】 (「技プロ」は技術協力プロジェクトの略)	協力 省庁	民事	刑事	法 起 草	知財	競争 法
ベトナム	法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト【技プロ/2020】	ICD/ 最高裁/ 日弁連	●	●	●		
カンボジア	民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト【技プロ/2017】		●				
ラオス	法の支配発展促進プロジェクト【技プロ/2018】		●	●			
ミャンマー	法・司法制度整備支援プロジェクト【技プロ/2018】		●	●	●	●	
インドネシア	ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト【技プロ/2021】				●	●	
ベトナム	改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト【技プロ/2019】	公取委					●
マレーシア	競争法アドバイザー【個別専門家/2020】						●
タイ	競争法執行能力強化【個別専門家/2021】						●
モンゴル	公正競争環境促進プロジェクトフェーズ2【技プロ/2019】						●
課題別研修	競争法・政策－競争を促進するための基盤づくり－						●



# 2021年度の主な実施事業 (南・中央アジア、アフリカ、課題別研修)

国名	案件名【事業形態/開始年度】	協力機関	民事	刑事
ネパール	法整備支援アドバイザー【個別専門家/国別研修/2021】	ICD	●	
バングラデシュ	調停制度・事件管理強化【国別研修/2020】		●	
スリランカ	刑事司法実務改善【国別研修/2021】			●
ウズベキスタン	権利保護及び市場自由化のための司法能力強化研修【国別研修/2020】		●	
コートジボワール等	仏語圏アフリカ刑事司法研修【国別研修/2019】	UNA FEI		●
課題別研修	刑事司法（捜査、訴追、裁判及び国際協力）			●
	犯罪者処遇（矯正保護） ※ASAEN連携			●
	犯罪防止及び刑事司法（高官セミナー）			●
	汚職対策（刑事司法）			●
	包摂的な社会に向けた再犯者、児童・女性等を含む弱者に対する刑事司法的対処			●
	司法アクセスの強化	日弁連	●	●
	国際公法（海洋法と国際紛争の平和的解決） ※ASAEN連携	外務省		



# 2021年度の主な実施事業 (留学生事業による人材育成)

## 1. 長期研修「法・司法分野の中核人材」

国名	入学者数	受入れ大学
ベトナム	2	名古屋大学
ラオス	2	慶應義塾大学

## 2. 無償資金協力：人材育成奨学計画（JDS）

国名	入学者数	受入大学
ベトナム	10	東北大学1、名古屋大学3、九州大学6
カンボジア	2	名古屋大学
ラオス	6	国際大学3、九州大学3
ミャンマー	4	名古屋大学2、九州大学2
モンゴル	1	九州大学
ウズベキスタン	2	名古屋大学
バングラデシュ	2	慶應義塾大学
ネパール	2	九州大学

## 3. 開発大学院連携（日本の開発経験の理解促進）

名古屋大学法学研究科、九州大学人文科学府

### インドネシア：ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト

- 法令間の整合性確保：ドラフター向け研修の改善  
（法務人権省法規総局）
- 知財等のビジネス関連事件の紛争解決機能強化：裁判官向け研修の改善、執務参考資料の公開・普及  
（最高裁判所）
  - 知財判決集第2集公開セミナーを実施（3月）

### バングラデシュ国別研修「調停制度・事件管理強化」

- 調停人向けオンライン研修
- バングラデシュ政府が訴訟遅延対策検討のためのワーキンググループ（WGメンバー）設置。
- WG向け事件管理オンラインセミナー（ICDご協力により制作した動画を活用し争点整理等について意見交換）

### スリランカ国別研修「刑事司法実務改善」

- 日本の公判前整理手続きをオンライン研修。刑事訴訟法改正（22年2月）にてPre-trial Conference導入。

### ① 司法アクセス向上

- ・ ケニア、タンザニア、ルワンダ、ザンビア、マラウイ、コートジボワール、ニジェール、セネガル
- ・ 法律扶助、裁判外紛争解決、ICT活用等

### ② ビジネス法分野

- ・ ケニア、ガーナ、ナイジェリア
- ・ 競争法、知財法、倒産法
- ・ アフリカ大陸自由貿易協定（AfCFTA）への対応としての広域研修の可能性も検討

### ③ ケニア「非行少年・少女の保護・更生」

- ・ 技術協力プロジェクトの形成

(報告書掲載先) JICA法整備支援ポータル「アフリカ地域」

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/africa/index.html>

# 2022年度の計画 (新規案件の開始、形成)

## 1. 新規案件の立ち上げ

- カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」
- 東ティモール「法司法整備能力強化支援」
- 日本シンガポールパートナーシップ研修「国際仲裁と調停」
- ケニア「コミュニティにおける非行少女・少年の保護・更生プロジェクト」
- 長期研修「国際公法分野の中核人材」：22年度2名（スリランカ）、23年度9名（ASEAN諸国等）

## 2. 将来案件の形成

- 訴訟迅速化（バングラデシュ等）
- 民事法関連（ネパール、ウズベキスタン）
- アフリカ：ビジネス法（ケニア等）、司法アクセス改善  
-TICAD8 UNDP共催イベント（ジェンダーと司法アクセス）

# 2022年度の活動予定 (新たな取り組み)

## ビジネスと人権

- 新型コロナ危機を受けた脆弱な労働者の保護にかかる調査
- ガーナ「児童労働フリーゾーンを通じた子どもの保護主流化プロジェクト」
- サステイナブル・カカオ・プラットフォーム事務局運営（業界団体・企業・コンサルタント・NGO・弁護士等が参加。3月時点の団体会員42、個人会員85）

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/platform/index.html>

長期研修員ネットワーク強化（ICD、各大学連携）

## 法の支配に向けたその他の取り組み (法・司法分野以外)

- メディア支援（ウクライナ、コソボ、南スーダン）
- 選挙管理（カンボジア、南スーダン、パレスチナ）
- 地域警察（インドネシア、コンゴ民主共和国、グアテマラ等）
- 日本国内における外国人材の労働・生活環境改善支援  
-責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム  
(JP-MIRAI) <https://jp-mirai.org/jp/>



# 活動報告

## 法務総合研究所国際協力部

---

2022年6月25日(土)

第23回法整備支援連絡会



# ICDによる技術支援の主な内容（一覧）



## ウズベキスタン

～協力開始(2001年)～

- ・倒産法注釈書作成支援(2007年刊行)
- ・行政訴訟法・行政手続法の運用等に関する支援
- ・犯罪白書作成支援
- ・民法・民事訴訟法の運用等に関する支援

## ウズベキスタン, キルギス, カザフスタン, タジキスタン

・中央アジア地域法制比較研究セミナーを実施(2008年～2013年)

## ネパール連邦民主共和国

～協力開始(2009年)～

- ・民法起草支援(2018年8月施行)
- ・民法解説書・リーフレット作成支援
- ・民法・刑事関連法に関する運用支援
- \* 新刑法・刑訴法・量刑法も2018年8月施行

## バングラデシュ人民共和国

～協力開始(2016年)～

- ・裁判所能力強化(調停等)支援

## カンボジア王国

～協力開始(1996年)～

- ・民法起草支援(2007年公布)
- ・民事訴訟法起草支援(2006年公布)
- ・法律人材育成支援
- ・民法・民事訴訟法運用改善支援
- ・長期専門家を派遣中

## スリランカ民主社会主義共和国

～協力開始(2019年)～

- ・刑事司法機能改善



## ミャンマー連邦共和国

～協力開始(2013年)～

- ・法律人材育成支援
- ・制度構築支援(知財裁判, 調停)
- ・執務参考資料作成支援



## モンゴル国

～協力開始(2004年)～

- ・調停制度強化支援(～2015年)
- ・商事関連法改善



## ラオス人民民主共和国

～協力開始(1998年)～

- ・民事判決書マニュアル作成支援(2006年刊行)
- ・民法・商法教科書作成支援(2007年完成)
- ・民事訴訟法・刑事訴訟法ハンドブック作成支援(2014年刊行)
- ・法律人材育成支援
- ・民法起草支援(2020年5月施行)
- ・長期専門家を派遣中



## ベトナム社会主義共和国

～協力開始(1994年)～

- ・民事訴訟法起草, 改正支援(2004年, 2011年, 2015年公布)
- ・破産法改正支援(2004年, 2014年公布)
- ・民法改正支援(2005年, 2015年公布)
- ・民事判決執行法起草, 改正支援(2008年, 2014年公布)
- ・国家賠償法起草支援(2009年, 2017年公布)
- ・刑事訴訟法改正支援(2015年公布)
- ・検察官マニュアル作成支援(2007年刊行)
- ・民事判決書標準化・判例整備支援
- ・司法機関等(裁判所, 検察庁等)の能力改善支援
- ・行政訴訟法支援(2010年公布)
- ・法令審査支援
- ・長期専門家を派遣中



## インドネシア共和国

～協力開始(1998年)～

- ・和解・調停制度強化支援
- ・裁判官養成制度に関する支援
- ・知財制度強化, 法的整合性向上に関する支援
- ・長期専門家を派遣中



## 東ティモール民主共和国

～協力開始(2008年)～

- ・法案起草能力向上支援(近時は土地, 司法制度関連)
- ・刑事施設等運用能力向上支援(UNAFEI)



(注)長期専門家に関しては, 法務省からの派遣のみを記載

## JICAプロジェクト等への協力（本邦研修，セミナー，専門家派遣等）



〈ベトナム〉

法規範文書制度の質及び効果的な執行の向上支援



〈カンボジア〉

民法・民事訴訟法運用改善（不動産登記規定・執行官法等の起草，裁判文書書式例の作成，判決書公開に向けた取組等）



〈ラオス〉

・民法典リサーチペーパー作成，民事判決書マニュアル改訂，事実認定問題集作成  
・法学教育・研修改善等の活動を通じた人材育成能力強化



〈ミャンマー〉

知財裁判制度構築や，調停制度の普及・拡大等



〈インドネシア〉

ビジネス環境改善のための，知財保護強化・法的整合性確保



〈バングラデシュ〉

調停人養成等の調停制度強化、裁判所における事件滞留改善に向けた事件管理強化



〈スリランカ〉

刑事司法実務の改善（刑事訴訟の遅延解消）

## ICD主導による活動等(主なもの)



〈東ティモール〉

土地関連法制度に関するセミナー, 不動産登記法制・司法制度に関する共同研究等



〈ウズベキスタン〉

・行政手続法・行政訴訟法に関する共同研究  
・法総研と検察アカデミーとの間のMOCに基づく犯罪白書作成支援 等



〈モンゴル〉

商取引等に関する法律整備のための共同研究、モンゴル国立大学とのセミナー



〈ネパール〉

最高裁判所, 国家司法学院との共催によるセミナー(民事法、刑事法)



〈ミャンマー〉

土地登録法制に関する共同研究, 知財分野(行政取締)に関するセミナー



〈ラオス〉

法総研とラオス国立司法研修所との間のMOCに基づくセミナー



〈カンボジア〉

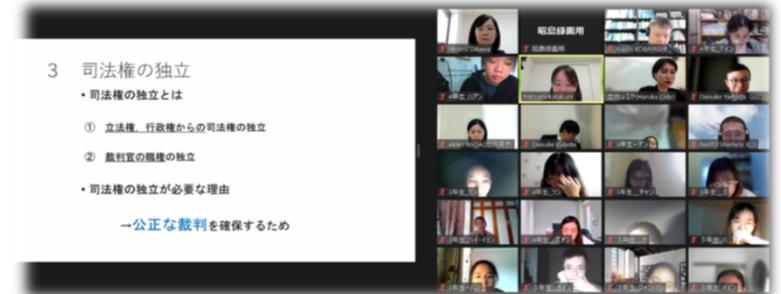
法総研とカンボジア王立司法学院との間のMOCに基づく教育体制強化に向けた活動

## その他の活動

### ➤ 法整備支援へのいざない



### ➤ 国際協力人材育成研修



### ➤ アジア・太平洋法制研究会(第11回)～関西を中心とした活動

【期間】令和4年(2022)度から令和5年(2023)度まで

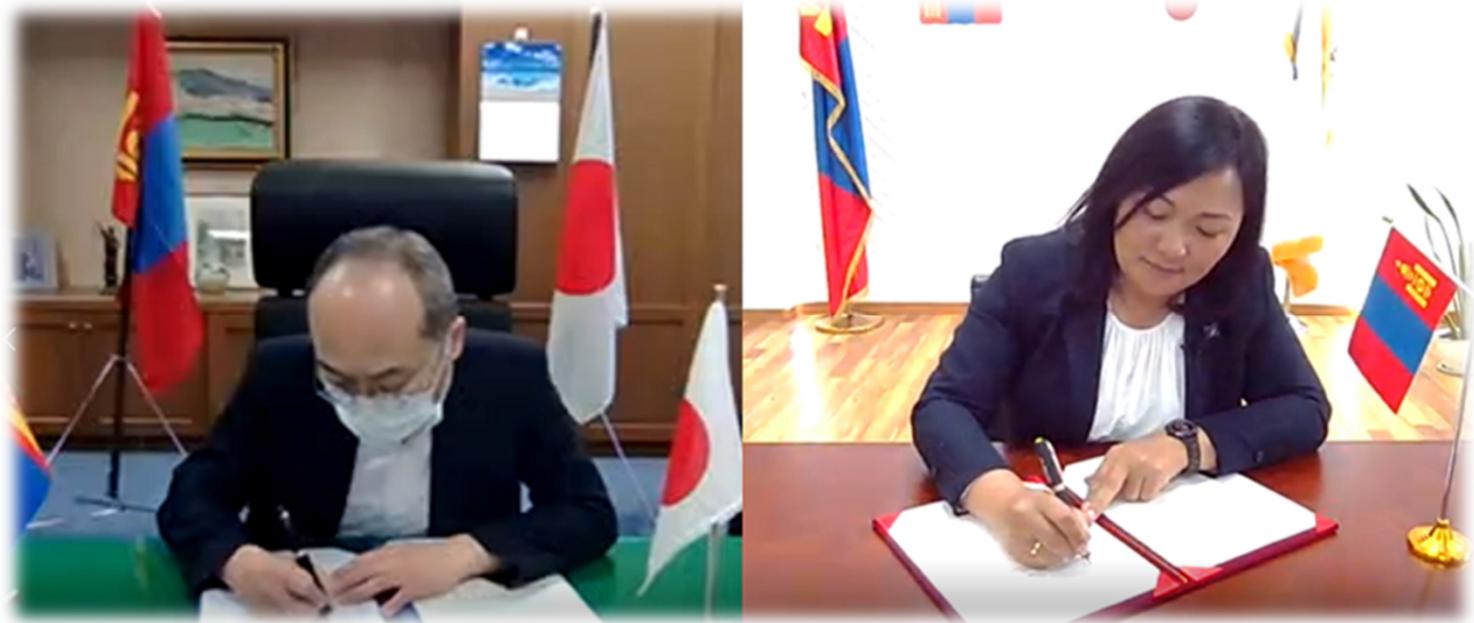
【テーマ】不動産に関する法制度比較

【対象国】インドネシア、カンボジア、ラオス、フィリピン

## その他の活動

### ➤ 協力覚書 (Memorandum of Cooperation, MOC) の締結

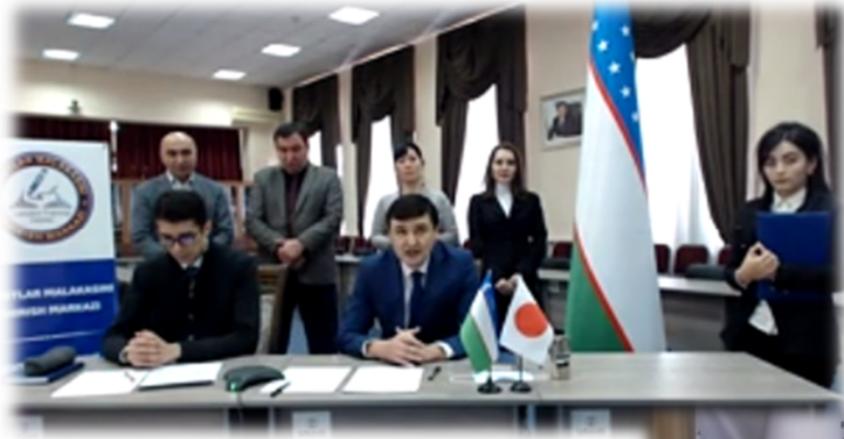
- モンゴル国立法律研究所 (R3. 8. 11)



## その他の活動

### ➤ 協力関係の開始

- ウズベキスタン司法省法律家トレーニングセンターとの間で年次協力計画策定(R3. 11. 29)



## その他の活動

### ▶ ビジネスと人権 に関する勉強会



御清聴，ありがとうございました。

法務総合研究所国際協力部

